



令和5年5月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ワ)第2633号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年3月2日

判 決

5

10

主 文

15

- 1 被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する令和4年3月27日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

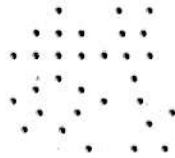
20

被告は、原告に対し、500万円及びこれに対する平成30年1月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

本件は、原告が、被告からマッサージの施術中にわいせつ行為をされ、これにより精神的苦痛を被ったと主張して、被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、慰謝料及び弁護士費用の合計500万円及びこれに対する不法行為の日(上記わいせつ行為の日)である平成30年1月17



日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、本件は、刑事損害賠償命令手続から民事訴訟手続に通常移行した事件である。

5 1 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 被告は、平成23年以降、当時の被告住所地であるマンションの一室において、アロママッサージ店（以下「本件店舗」という。）を営んでいた
10 (甲11、24)。

イ 原告は、平成30年1月17日に本件店舗を利用した女性（当時39歳）である（甲30・1頁）。

(2) 被告の原告に対するわいせつ行為等

ア 原告は、平成30年1月17日、美容サロンの予約サイトから本件店舗
15 を予約し、同日午後9時頃、被告の送迎により初めて本件店舗を訪れた（甲15、17、30・1～6頁）。

イ 原告は、被告が用意した施術用のブラジャー及びショーツのみを身に着け、同日午後9時30分頃から被告によるアロママッサージの施術（120分コース）を受け始めた。（甲30・10、11頁）

ウ 被告は、1時間以上にわたって原告の足、腰、背中等にアロママッサージをした後、20分程度にわたり、原告の明示的な了承を得ることなく、原告の乳房を揉む、乳首をつまんだり舐めたりする、脇や首を舐める、陰部を舐め、手指を挿入するなどした（以下、このわいせつ行為を「本件行為」という。）（甲10、12、25、30・11～19頁、33・8～
20 10頁）。

エ 原告は、本件行為後、自身の衣類に着替えた状態で被告から代金の支払

を求められたが、それを拒絶して退店し、直後に複数の知人にわいせつ行為をされた旨の報告をした上で、翌日、警察署に被害申告をした（甲7、17、20～22、30・19～26頁、31、33・10、11頁）。

(3) 被告の不起訴処分等

5 被告は、本件行為について、平成31年6月頃に準強制わいせつの被疑事実で逮捕されたが、京都地方検察庁の検察官は、令和元年9月26日、被疑者について嫌疑不十分を理由に不起訴処分とした（甲36、弁論の全趣旨）。

(4) 被告の起訴及び刑事裁判

10 京都検察審査会は、令和2年10月、被告の不起訴処分が不当である旨の議決を行ったところ、京都地方検察庁の検察官は、再捜査を経て、令和3年6月、被告を原告に対する準強制わいせつの公訴事実で起訴した。京都地方裁判所は、令和4年9月、被告に対して懲役2年の実刑判決を宣告した。

（甲1、6、36、弁論の全趣旨）

15 (5) 刑事損害賠償命令の申立て及び民事訴訟手続への通常移行

原告は、令和4年3月23日、上記(4)の刑事事件の手続に付随して、被告に対し、本件行為について不法行為に基づく損害賠償を求める刑事損害賠償命令の申立てをし、同月26日、被告に同申立書が送達された。その後、原告が民事訴訟手続への通常移行を求める旨の申述をし、被告がこれに同意したため、本件の民事訴訟手続に通常移行した。（当裁判所に顕著）

20 (6) 時効援用の意思表示

被告は、令和4年12月21日の本件口頭弁論期日において、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権について消滅時効を援用するとの意思表示をした（当裁判所に顕著）。

25 2 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 不法行為の成否

(原告の主張)

被告は、原告が同意していなかったにもかかわらず、本件行為というわいせつ行為を行ったものであり、不法行為が成立する。

5 なお、原告は、性的サービスの提供をうかがわせていない本件店舗を初めて訪れ、全裸に近い状態で、初対面の被告と二人きりの状況で被告の施術を受けていたものであり、本件行為について原告の同意があると誤信するような状況ではなく、このことは被告も認識していたのであるから、不法行為の故意に欠けるところはない。仮に被告に故意がなかったとしても、原告の性的自由5に配慮すべき注意義務を怠った過失があった。

10 (被告の主張)

原告が、当時何ら抵抗することなく喜んで本件行為を受け入れているかのような反応を見せていたことなどからすれば、原告は本件行為について同意していたといえる。仮に同意がなかったとしても、被告は、マッサージ中の女性客の反応によって女性客が性的サービスを求めていると判断した場合には、本件行為と同様の性的サービスを提供することがあり、女性客の中には性的サービスを求めて再度本件店舗を訪れる者もいたところ、原告について15もその反応から性的サービスを求めていることがうかがわれたことから本件行為を行ったものであって、原告が本件行為について同意していると誤信していたから、被告に故意はなかった。

20 また、被告に原告の性的自由15に配慮すべき注意義務を怠った過失があった旨の原告の主張は争う。

したがって、被告に不法行為は成立しない。

(2) 債務不履行の成否

(原告の主張)

25 原告は、被告との間で、被告からアロママッサージの施術を受ける契約を締結したところ、被告は、同契約に付随して、施術に際して原告の性的自由

に配慮すべき債務を負っていたにもかかわらず、本件行為により原告の性的自由を侵害した。原告が本件行為について同意していなかったこと、本件行為について原告の同意があると誤信するような状況ではなかったことは、上記(1)の原告の主張のとおりである。

5 したがって、被告には債務不履行が成立する。

(被告の主張)

原告は、本件行為について同意していたのであるから、被告に債務不履行はなかったし、仮に同意がなかったとしても、被告は、原告が本件行為について同意していると誤信していたものであり、そのような誤信をしたとしてもやむを得ない状況だったから、債務不履行について帰責事由はなかった。

10 (3) 不法行為に係る消滅時効の成否

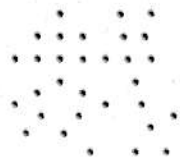
(被告の主張)

被告は、平成30年1月17日に原告が本件店舗を予約した際、原告に対し、電子メールで被告の名前や携帯電話の電話番号を伝えており、また、原告は、実際に本件店舗を訪れてその場所を把握していたのであるから、原告は、同日には本件行為について損害及び加害者を知ったといえる。したがって、仮に原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が存在するとしても、遅くとも同日の3年後である令和3年1月17日の経過により時効消滅した。

15 (原告の主張)

20 仮に被告が原告に送信した電子メールに被告の名前や携帯電話の電話番号が記載されていたとしても、被告の正確な氏名や住所を認識していたわけではなく、また、これらを調査することが容易なわけでもなかった。

原告が被告の正確な氏名や住所を知ることができたのは、早くても被告に対する不起訴処分がされた令和元年9月26日であり、原告はそこから3年以内である令和4年3月23日に刑事損害賠償命令の申立てをしたのである



から、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は時効消滅して
いない。

(4) 原告に生じた損害の額

(原告の主張)

ア 慰謝料 455万円

原告は、本件行為により多大な精神的苦痛を被ったものであり、本件行
為が被告により無断で動画撮影されていたことなどを踏まえれば、慰謝
料の額は455万円を下らない。

イ 弁護士費用 45万円

ウ 合計 500万円

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 不法行為の成否（争点(1)）について

(1) 認定事実

前提事実のほか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認め
られる。

ア 被告は、本件店舗を開業して以降、マッサージ中の女性客の反応から女
性客が性的サービスを求めていると被告が判断した場合には、女性客の
明示的な了承を得ることなく本件行為と同様のわいせつ行為を行うこと
があった。女性客の中には、性的サービスを求めて再度本件店舗を訪れ
る者がいた一方で、被告によるわいせつ行為を拒否したり、わいせつ行
為後にクレームを述べる者もいた。（甲25～27、29、33・1～
7頁）

イ 原告は、平成30年1月17日、美容サロンの予約サイトで本件店舗を
見つけ、本件店舗のホームページも参照した上で本件店舗を予約した。

前記ホームページには、被告の資格として「内閣府認証日本アロマセラピー統合医学協会認定アロマセラピスト・整体師」などと記載され、サービスの内容として「男性セラピストの高技術アロマオイルリンパマッサージ・出張マッサージを低価格でご提供しています。」などと記載されていた。(甲15、16)

ウ 原告は、本件店舗の予約後、被告と電子メールでやり取りを行い、その際、アロママッサージのコースについて説明を受けた上で、同日午後9時頃、本件店舗を訪れ、問診票への記入をするなどしたが、上記説明や上記問診票においても、本件店舗が性的サービスを提供している旨の説明はされなかった。(甲17、19、甲30・8～10頁)

エ 本件行為当時、本件店舗には、原告及び被告しかいなかったところ、原告は、被告から乳房を揉まれるなどした際、わいせつ行為を受けていると確信したものの、被告から暴力を振るわれることなどを懸念して、明確に本件行為を拒絶する言動を取ることができなかった。その後、本件行為がエスカレートする中、原告は、被告を満足させて本件行為が早く終わるよう期待して、性的快感を覚えているかのような態度を取ったが、本件行為により身体が性的に反応し、あえぎ声を発するなどしたこともあった。(甲30・14～19、26、27頁)

オ 原告は、本件行為後、自身の衣類に着替えた後、被告から代金の支払を求められたところ、何かあっても玄関まで走って逃げることができると考え、代金の支払を拒絶し、本件店舗を退店した。(甲30・20～22頁)

(2) 原告の同意の有無

ア 被告は、原告が本件行為を抵抗することなく受け入れているかのような反応を見せていたことなどを指摘して、原告は本件行為について同意していたと主張する。

しかし、原告と被告は初対面であり（前提事実(2)ア）、また、原告が本件店舗を予約してから被告によるアロママッサージの施術を受けるまで、本件店舗が性的サービスを提供していることを推知する機会はなく、むしろ被告はホームページに公的な資格を有するかのような記載をしていたのであるから（上記(1)イ、ウ）、原告が被告による性的サービスの提供を期待していたとは考え難い。

そして、原告は、本件行為後に、被告に対して代金の支払を拒絶して退店し、直後の深夜帯に複数の知人にわいせつ行為をされた旨の報告をした上で、翌日には警察署に被害申告をしたところ（前提事実(2)エ）、このような行動は、本件行為を受け入れていた者の態度としては一貫性を欠く。

これらを踏まえれば、原告が本件行為について同意していたと認めることはできないというべきである。

イ 確かに、被告が指摘するとおり、原告は、明確に本件行為を拒絶する言動を取っておらず、むしろ、性的快感を覚えているかのような態度を取っていたものであるが（上記(1)エ）、初対面の被告と二人きりの状況で本件行為という強度のわいせつ行為を受けた原告が、被告を拒絶することで暴力を振るわれるかもしれないと考えたとしても無理からぬところである。また、原告があえぎ声を発するなどしたことは、本件行為に対する身体の生理的な反応として理解することができ、それ自体は本件行為に対して同意していたことを意味しないし、被告を満足させて本件行為が早く終わるよう期待して性的快感を覚えているかのような態度を取った旨の刑事事件の公判廷における原告の供述も、不自然なものとは断じることができない。

したがって、被告の上記アの指摘をもって、原告が本件行為について同意していたとは認められない。

ウ また、被告は、原告がキスに対する拒絶はできていたことや、代金の支払を拒絶するという被告を刺激しかねない言動を取ることができたことなどを指摘して、原告が被告に恐怖心を抱いていたとは考えられないと主張する。

しかし、いずれも、原告が施術用のブラジャー及びショーツのみを身に着けた状態で本件行為自体に抵抗することができなかつたことと矛盾する言動ということはできず、被告の上記主張は採用することができない。

エ その他、被告は、原告の本件行為前後の言動をみる指摘して、原告は本件行為について同意していたと主張するが、いずれも採用することができない。

オ 以上によれば、原告が本件行為について同意していたとはいえない。

(3) 被告の故意又は過失の有無

ア 被告は、本件行為以前にも、本件店舗の女性客に対して本件行為と同様のわいせつ行為を行おうとした結果、行為を拒否されたり、行為後にクレームを述べられたりした経験を有していたのであるから（上記(1)ア）、被告が原告の明示的な了承を得ることなく本件行為を行った際、原告が本件行為に同意していない可能性があることを全く想起しなかつたとは考えにくい。

したがって、被告において、原告が本件行為について同意していると誤信していたとは認められないから、被告には本件行為が不法行為を構成することの故意があつたと認められる。

イ 仮に被告において原告が本件行為について同意していると誤信していたとしても、被告は、原告に対して本件店舗が性的サービスを提供していることを知らせることなくアロママッサージの施術を開始したのであるから、明示的な承諾を得ることなく原告に対してわいせつ行為を行わな

い注意義務を負っていたというべきである。

しかるに、被告は原告に対して本件行為という強度のわいせつ行為を行ったのであるから、被告には上記注意義務を怠った過失があったと認められる。

(4) 小括

以上によれば、被告には本件行為について不法行為が成立する。

2 債務不履行の成否（争点(2)）について

(1) 被告と原告との間においては、原告に対してアロママッサージの施術が行われる旨の契約が締結されたと認められるところ、原告の身体に手を触れて行われるというマッサージの性質から当然に、被告は、マッサージを行うに当たって、原告の性的自由を侵害しない態様で施術を行う債務を負っていたというべきである。

しかるに、被告は原告に対して本件行為という強度のわいせつ行為を行ったのであるから、被告には債務不履行があったと認められる。

(2) これに対し、被告は、原告が本件行為について同意していたのであるから、被告に債務不履行はなかったと主張するが、原告が本件行為について同意していたとはいえないことは、上記1(2)のとおりである。

(3) また、被告は、原告が本件行為について同意していると誤信していたものであり、そのような誤信をしたとしてもやむを得ない状況だったから、債務不履行について帰責事由はなかった旨の主張をするものと解される。

しかし、被告において原告が本件行為について同意していると誤信していたとは認め難いことは上記1(3)アのとおりであるし、被告は、原告に対して本件店舗が性的サービスを提供していることを知らせることなくアロママッサージの施術を開始し、原告の明示的な了承を得ることなく本件行為を行ったのであるから、被告が上記誤信をしたとしてもやむを得ない状況だったとはいえない。

(4) 以上によれば、被告には本件行為について債務不履行が成立する。

3 不法行為に係る消滅時効の成否（争点(3)）について

(1) 民法724条1号にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知った時を意味すると解される（最高裁昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）。

これを本件についてみると、原告が本件店舗を予約するに当たり参照した美容サロンの予約サイトや本件店舗のホームページには、本件店舗のマンション名や号室を除く住所や地図が掲載されており（甲15、16）、本件店舗の予約後に被告から受信した電子メールには、被告の苗字、上記住所及び本件店舗の電話番号が記載されていた（甲17）。そして、原告は、本件行為の翌日、警察署に被害申告をした際、マンション名や号室を含む本件店舗の正確な住所を警察官に伝えていた（甲7）。

したがって、原告は、本件行為の日である平成30年1月17日の時点で、被告に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知ったということが出来るから、原告の被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権は、同日の3年後である令和3年1月17日の経過及び被告による時効援用の意思表示（前提事実(6)）により時効消滅したと認められる。

(2) これに対し、原告は、原告が被告の正確な氏名や住所を知ることができたのは、早くても被告に対する不起訴処分がされた令和元年9月26日であると主張するが、原告が本件行為の日には被告の苗字や住所を把握していたことは上記(1)のとおりであるから、原告の上記主張は採用することができない。

4 原告に生じた損害の額（争点(4)）

(1) 慰謝料

200万円

原告は、被告と二人きりの状況で、20分程度にわたり、乳房を揉む、乳首をつまんだり舐めたりする、脇や首を舐める、陰部を舐め、手指を挿入するなど強度のわいせつ行為を受けたものであり、原告の性的自由に対する侵害の程度は大きい。原告は、その間、被告から暴力を振るわれることなどを懸念して、本件行為に抵抗することもできなかつたものであり、その他本件に現れた一切の事情に照らせば、本件行為により原告が被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料の額は、200万円と認めるのが相当である。

(2) 弁護士費用

20万円

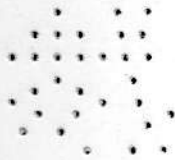
上記1～3のとおり、原告は、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求のみをすることができる。もっとも、本件のアロママッサージの施術に係る債務不履行に基づく損害賠償請求において原告が主張立証すべき事実は、不法行為に基づき損害賠償請求をする場合とほとんど変わるところがないから、債務不履行に基づく損害賠償請求についても弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動をすることが困難であったといえることができる。したがって、原告は、被告の債務不履行と相当因果関係を有する弁護士費用を請求することができる。

そして、被告の債務不履行と相当因果関係を有する弁護士費用は、上記(1)の1割の20万円とするのが相当である。

5 結論

以上によれば、原告の請求は、債務不履行に基づく損害賠償として、220万円及びこれに対する催告の日（刑事損害賠償命令申立書送達の日）の翌日である令和4年3月27日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第1民事部



裁判長裁判官

松 山 昇 平

裁判官

平 工 信 鷹

裁判官

佐 々 木 悠 士



これは正本である。

令和5年5月18日

京都地方裁判所第1民事部

裁判所書記官 雨 森 慎

